

甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表【甲賀市避難勧告等に関するマニュアル】

2021/7/19

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等
1	表紙			甲賀市避難情報の発令マニュアル	甲賀市避難勧告等に関するマニュアル	国ガイドライン改正
2	表紙			令和3年7月	令和元年7月	国ガイドライン改正
3	全般			避難情報	避難勧告等	国ガイドライン改正
4	全般			警戒レベルの配色 (R, G, B) 警戒レベル5 (黒) = (12, 0, 12) 警戒レベル4 (紫) = (170, 0, 170) 警戒レベル3 (赤) = (255, 40, 0)	*変更	国ガイドライン改正
5	全般			洪水等	水害	国ガイドライン改正 (用法統一)
6	全般			洪水等	風水害	国ガイドライン改正 (用法統一)
7	全般			高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始	国ガイドライン改正
8	全般			避難指示	避難勧告	国ガイドライン改正
9	全般			*削除	避難指示 (緊急)	国ガイドライン改正
10	全般			緊急安全確保	災害発生情報	国ガイドライン改正
11	全般			洪水	外水はん濫	国ガイドライン改正 (用法統一)
12	全般			洪水浸水想定区域図	浸水想定区域図	国ガイドライン改正 (用法統一)
13	全般			SNS	facebook	時点修正
14	全般			*各水位の後に「レベル水位」を追記	*用語追加	国ガイドライン改正
15	全般			日連続雨量	日雨量	気象庁もしくは国土交通省の用法に統一
16	全般			土砂災害の危険度分布	県の土砂災害警戒情報	誤記
17	全般			*洪水等、土砂災害に無関係の以下の3点を削除 ・次の警報の1つ以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報	*判断基準にかかる雨量 (気象注意報・警報・特別警報) の記述のうちで、 ・次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報	彦根气象台指摘事項
18	全般			「発表」	気象情報の「発令」	誤記

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等
19	全般			<p>*以下に変更</p> <p>・滋賀県土木防災情報システム 土砂災害降雨危険度において、当該地域が「警戒（赤色）」と判定された場合</p>	<p>*判断基準にかかる土砂災害の記述のうちで、</p> <p>・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安（赤色）」と判定された場合</p>	時点修正
20	全般			<p>*以下に変更</p> <p>滋賀県土木防災情報システム 土砂災害降雨危険度において、当該地域が「非常に危険（薄紫）」と判定された場合</p>	<p>*判断基準にかかる土砂災害の記述のうちで、</p> <p>・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ（薄紫色）」と判定された場合</p>	時点修正
21	全般			異常洪水時防災操作（ただし書き操作）	ダム操作規則のただし書き操作	時点修正
22	B-2	はじめに	1. はじめに	令和3年5月に改定した「避難情報に関するガイドライン」	平成31年3月に改正した「避難勧告等に関するガイドライン」	国ガイドライン改正
23	B-2 ～ B-3	はじめに	1. はじめに	<p><ガイドラインのポイント></p> <p>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（H17策定、H20改定、H27改定、H29改定）⇒「避難勧告等に関するガイドライン」（H31改定）⇒「避難情報に関するガイドライン」（R3改定）</p> <p>令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）では、1都12県309市区町村に大雨特別警戒が発せられ、国及び県管理河川において142箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これら豪雨では、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・洪水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。このため、災対法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し避難場所等への避難がcaえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報を改善したところ。この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定した。</p>	<p><ガイドラインのポイント></p> <p>（H17に策定、H29に全面改定、H27に一部改定、H29に改定、H31に一部改定）</p> <p>避難行動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住者等が自らの判断で自発的かつ速やかに避難行動をとること。 2. 入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくこと。 3. 市は、指定緊急避難場所と指定避難所は早期に指定を完了させ、居住者・施設管理者等に十分に周知をはかること。 4. 市は、指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること。 5. 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図ること。 <p>情報伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること。 2. 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること。 3. 避難等の対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること。 4. 自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること。 5. 可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて伝達し、各伝達手段の点検や、災害を想定した訓練等を行うこと。 6. 防災気象情報等と地方公共団体が発令する避難勧告等と避難情報を連携させること。 <p>発令基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すこと。そのための具体的でわかりやすい判断基準を設定すること。 2. 避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること。 3. 指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態でも災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。 4. 警戒レベルの導入とこれに対応して居住者等に求める行動を明示すること。 5. 警戒レベル5災害発生情報を導入すること。 <p>防災体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的に実施すること。 2. 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと。 3. 地域における防災力の強化をはかること。 4. 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保すること。 	国ガイドライン改正
24	B-3	はじめに	2. 本マニュアルでの対象災害種別	土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流）	土砂災害	国ガイドライン改正（用法統一）

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等
25	B-4 B-5	はじめに	3. 避難勧告等の判断・伝達フロー	* 協議事項1【資料1】参照	避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ(水害) 避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ(土砂災害)	国ガイドライン改正
26	B-5	はじめに	3. 避難勧告等の判断・伝達フロー	土砂災害警戒情報が解除されるとともに気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した。	土砂災害警戒情報が解除	国ガイドライン改正
27	B-5	はじめに	3. 避難情報の判断・伝達フロー	* 土砂災害フローの処理記号に各防災気象情報を追記	* 事項追加	国ガイドライン改正
28	B-6 B-7	はじめに	3. 避難勧告等の判断・伝達フロー	* 削除：本マニュアル内の他記述と重複するため	避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ(水害) 避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ(土砂災害)	事務局見直し
29	B-8	第I編 洪水等	1. 対象とする災害	<p>■参考【想定最大規模】</p> <p><野洲川・杣川></p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間総雨量663mmの大雨が流域一様に降る <p><大戸川></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9時間雨量443mmの大雨が黒津地点上流域で降る <p>■参考【200年に一度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量109mm、24時間雨量529mmの大雨が流域一様に降る 	* 参考追加	時点修正
30	B-8	第I編 洪水等	1. 対象とする災害	(注) 洪水浸水想定区域図：洪水により堤防が破壊したり溢水したときの、それぞれの氾濫区域を重ね合わせたもので、想定される最大の区域と水深を示している。	* 注釈追加	時点修正
31	B-8	第I編 洪水等	1. 対象とする災害	(注) 地先の安全度マップ：自宅や勤務先などの生活空間に、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図。川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したもの。10年確率(10年に1度程度降る雨：概ね1時間50mm)、100年確率(100年に1度程度降る雨：概ね1時間109mm)、200年確率(200年に1度程度降る雨：概ね1時間131mm)がある。平成30年3月までの河道・水路・地盤・盛土のデータを反映。	<p>1. 地先の安全度マップとは</p> <p>地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。</p> <p>※ 平成24年9月18日～平成25年8月13日に市町毎に公表したものです。</p> <p>なお、滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく「想定浸水深」の設定(公表)は、別のサイトにて公表しています。</p> <p>どれくらいの雨の時に自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。</p> <p>例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧ください。</p> <p>大雨が降ると集落内やその周辺を流れる水路や農業用排水路など、小さな川や水路があふれる場合があります。また、さらに雨が降り続けると大きな川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生することも想定されます。</p> <p>(滋賀県HPより出典)</p>	時点修正
32	B-9～ B-14	第I編 洪水等	2. 避難勧告等の対象とする区域	* 土砂災害と合わせて別表を作成	避難勧告等の対象とする区域	時点修正

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等																						
33	B-15	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p style="text-align: center;">避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</td> <td>●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</td> <td>●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	<p style="text-align: center;">避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>立ち退き避難が必要な住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示(緊急)</td> <td>全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。	警戒レベル4 避難指示	全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。	警戒レベル4 避難指示(緊急)	全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。	警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。	国ガイドライン改正
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																											
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。																											
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。																											
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。																											
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。																											
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																											
避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動																											
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。																											
警戒レベル4 避難指示	全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。																											
警戒レベル4 避難指示(緊急)	全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。																											
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。																											
34	B-16	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	★雨量による避難情報の発令基準(前日までの降雨がない場合)のイメージ図	*名称追記	誤記																						
35	B-16	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	*削除	図のうち『避難指示(緊急)発令』を削除	国ガイドライン改正																						
36	B-16	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	(注1)時間雨量:1時間雨量のこと。 (注2)日連続雨量:日降水量。当日の0:00~24:00の降水量のこと。 (注3)累積雨量:累加雨。降り始めからその時間までの雨量の合計量。無降雨が概ね6時間続くとリセットされる。 (注4)記録的短時間大雨情報:雨量基準(滋賀県は1時間雨量90mm以上)を満たし、かつ大雨警報発表中にキキクル(危険度分布)の「非常に危険」(薄紫)が出現している場合に発表する。	*注釈追加	彦根气象台指摘事項																						
37	B-19 B-22 B-25 B-28	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	*削除	*河川毎の判断のタイミングのうち、「警戒レベル4避難指示(緊急)」を削除	国ガイドライン改正																						

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等
38	B-19	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*①野洲川のタイミングのうち以下の記述に変更</p> <p>警戒レベル5 緊急安全確保 切迫：大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合・北杣橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 発生確認：決壊や越水・溢水が発生した場合（巡視や氾濫発生情報により把握できた場合）</p>	<p>*①野洲川の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>【警戒レベル5】災害発生情報発令 ・決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	国ガイドライン改正
39	B-22	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*②杣川のタイミングのうち以下の記述に変更</p> <p>警戒レベル5 緊急安全確保 切迫：大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合・水口橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 発生確認：決壊や越水・溢水が発生した場合（巡視や氾濫発生情報により把握できた場合）</p>	<p>*②杣川の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>【警戒レベル5】災害発生情報発令 ・決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	国ガイドライン改正
40	B-25	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*③大戸川のタイミングのうち以下の記述に変更、</p> <p>警戒レベル5 緊急安全確保 切迫：大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合・三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が10cm未満となったとき（信楽小学校区）・大戸川旭橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 発生確認：決壊や越水・溢水が発生した場合（巡視により把握できた場合、※警戒レベル5相当の洪水警報の危険度分布が新設されるまでの間、大雨特別警報（浸水害）が発表された際、洪水警報の危険度分布において当該河川が「極めて危険（濃い紫）」と判定された場合）</p>	<p>*③大戸川の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>【警戒レベル5】災害発生情報発令 ・決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	国ガイドライン改正
41	B-26	第 I 編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*④その他小河川等のタイミングのうち以下の記述に変更、</p> <p>警戒レベル3 高齢者等避難 水位情報周知されないが氾濫注意水位の基準がある一級河川の基準：大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に達し、1時間以内に氾濫危険水位計画高水位に達する見込みがある場合</p>	<p>*④その他小河川等の判断のタイミングのうち以下の記述、</p> <p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準：大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内に「はん濫危険水位」に達する見込みがある場合</p>	滋賀県流域政策局流域治水政策室

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等
42	B-27	第Ⅰ編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*④その他小河川等のタイミングのうち以下の記述に変更</p> <p>警戒レベル4 避難指示 水位情報周知されないが氾濫注意水位の基準がある一級河川の基準：大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が避難判断水位氾濫注意水位（レベル2水位）をはるかに超え、越水すると判断される場合</p>	<p>*④その他小河川等の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>警戒レベル4 避難勧告 水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」をはるかに超え、越水すると判断される場合</p>	滋賀県流域政策局流域治水政策室
43	B-28	第Ⅰ編 洪水等	3. 避難情報の発令の判断基準	<p>*④その他小河川等のタイミングのうち以下の記述に変更</p> <p>警戒レベル5 緊急安全確保 切迫：大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合 発生確認：決壊や越水・溢水が発生した場合（巡視により把握できた場合、※警戒レベル5相当の洪水警報の危険度分布が新設されるまでの間、大雨特別警報（浸水害）が発表された際、洪水警報の危険度分布において当該河川が「極めて危険（濃い紫）」と判定された場合）</p>	<p>*④その他小河川等の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>【警戒レベル5】災害発生情報発令 ・決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	国ガイドライン改正
44	B-29	第Ⅰ編 洪水等	4. 避難情報の伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文頭に「緊急情報！」追加 ・文中に「こちらは甲賀市です」追加 ・文中に分散避難ならびに屋内安全確保を促す文言を追加 	<p>*各レベルの伝達文例を変更</p>	国ガイドライン改正
45	B-31	第Ⅱ編 土砂災害	1. 対象とする災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流：447箇所（そのうち、特別警戒区域：261箇所） ・急傾斜地の崩壊：800箇所（そのうち、特別警戒区域：729箇所 ・地すべり：14箇所（そのうち、特別警戒区域：0箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流：302箇所（そのうち、特別警戒区域：169箇所） ・急傾斜地の崩壊：374箇所（そのうち、特別警戒区域：309箇所） ・地すべり：4箇所（そのうち、特別警戒区域：0箇所） 	時点修正
46	B-31	第Ⅱ編 土砂災害	1. 対象とする災害	<p>*削除</p>	<p>(3) 土砂災害危険区域 [滋賀県が指定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：431箇所 ・土石流危険区域：354箇所 ・地すべり：14箇所 <p>(4) その他の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区：320箇所 	甲賀土木事務所指摘事項
47	B-32～ B-37	第Ⅱ編 土砂災害	2. 避難情報の対象とする区域	<p>*洪水等と合わせて別表を作成</p>	避難勧告等の対象とする区域	時点修正

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等																						
48	B-38	第Ⅱ編 土砂災害	3. 避難情報の発令の判断基準	<p style="text-align: center;">避難情報により立ち退き避難が必要な住民に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</td> <td>●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	<p style="text-align: center;">避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>立ち退き避難が必要な住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難勧告</td> <td>全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示（緊急）</td> <td>全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害発生情報</td> <td>災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。	警戒レベル4 避難勧告	全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。	警戒レベル4 避難指示（緊急）	全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。	警戒レベル5 災害発生情報	災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。	国ガイドライン改正
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																											
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。																											
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。																											
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。																											
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																											
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																											
避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動																											
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。																											
警戒レベル4 避難勧告	全員避難 ・指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。																											
警戒レベル4 避難指示（緊急）	全員避難 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。																											
警戒レベル5 災害発生情報	災害発生 ・災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。																											
49	B-41	第Ⅱ編 土砂災害	3. 避難勧告等の発令の判断基準	*削除	*■土砂災害の判断のタイミングのうち、「警戒レベル4 避難指示（緊急）」を削除	時点修正																						
50	B-41	第Ⅱ編 土砂災害	3. 避難勧告等の発令の判断基準	<p>*■土砂災害のタイミングのうち以下の記述に変更、</p> <p>警戒レベル5 緊急安全確保 切迫：大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ滋賀県土木防災情報システム 土砂災害降雨危険度において、当該地域が「極めて危険（濃い紫）」と判定された場合 発生確認：土砂災害が発生した場合</p>	<p>*■土砂災害の判断のタイミングのうち以下の記述</p> <p>【警戒レベル5】災害発生情報発令 ・土砂災害が発生した場合</p>	国ガイドライン改正																						
51	B-42	第Ⅱ編 土砂災害	4. 避難情報の伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文頭に「緊急情報！」追加 ・文中に「こちらはJ甲賀市です」追加 ・文中に分散避難ならびに屋内安全確保を促す文言を追加 	*各レベルの伝達文例を変更	国ガイドライン改正																						

No	頁	編	章	修正後	修正前	理由や根拠、補足説明等																																																									
52	B-44	第三編 共通	1. 自然災害の発生が想定される際の情報分析	<p>★避難情報の判断のために分析が必要な情報及び入手先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手情報</th> <th>入手先</th> <th>情報内容</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">気象情報</td> <td>彦根地方気象台</td> <td>・各種注意報、警報</td> <td>https://www.jma-net.go.jp/hikone/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災情報 【気象庁HP】 (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)</td> <td>・観測雨量</td> <td rowspan="3">https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_snow</td> </tr> <tr> <td>・解析雨量・降水短時間予想</td> </tr> <tr> <td>・記録的短時間大雨情報</td> </tr> <tr> <td>キキクル (危険度分布) 【気象庁HP】</td> <td>・土砂災害、浸水害、洪水等の危険度の高まりを面的に確認できる分布図</td> <td>https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_level</td> </tr> <tr> <td>川の防災情報 (雨量観測所情報)</td> <td>・観測雨量</td> <td>https://www.river.go.jp/index</td> </tr> <tr> <td>川の防災情報 (XRADIN[エクステイン]) 滋賀県土木防災情報システム</td> <td>・250mメッシュ雨量 ・気象庁や国交省の気象情報を統合→提供サイト</td> <td>https://www.river.go.jp/index https://shiga-bousai.jp</td> </tr> <tr> <td>河川水位</td> <td>川の水位情報</td> <td>・観測水位</td> <td>https://k.river.go.jp/</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>滋賀県土木防災情報システム</td> <td>・土砂災害降雨危険度 ※1kmメッシュ雨量判定図</td> <td>http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php</td> </tr> </tbody> </table> <p>調換付添付：洪水等のみ判断する情報項目</p>	入手情報	入手先	情報内容	URL	気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	https://www.jma-net.go.jp/hikone/	防災情報 【気象庁HP】 (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)	・観測雨量	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_snow	・解析雨量・降水短時間予想	・記録的短時間大雨情報	キキクル (危険度分布) 【気象庁HP】	・土砂災害、浸水害、洪水等の危険度の高まりを面的に確認できる分布図	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_level	川の防災情報 (雨量観測所情報)	・観測雨量	https://www.river.go.jp/index	川の防災情報 (XRADIN[エクステイン]) 滋賀県土木防災情報システム	・250mメッシュ雨量 ・気象庁や国交省の気象情報を統合→提供サイト	https://www.river.go.jp/index https://shiga-bousai.jp	河川水位	川の水位情報	・観測水位	https://k.river.go.jp/	土砂災害	滋賀県土木防災情報システム	・土砂災害降雨危険度 ※1kmメッシュ雨量判定図	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php	<p>避難勧告等の判断のために分析が必要な情報及び入手先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手情報</th> <th>入手先</th> <th>情報内容</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">気象情報</td> <td>彦根地方気象台</td> <td>・各種注意報、警報</td> <td>http://www.jma-net.go.jp/hikone/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">気象庁HP (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)</td> <td>・観測雨量</td> <td rowspan="3">http://www.jma.go.jp/amedas/</td> </tr> <tr> <td>・解析雨量・降水短時間予想</td> </tr> <tr> <td>・記録的短時間大雨情報</td> </tr> <tr> <td>川の防災情報 (テレメータ)</td> <td>・観測雨量</td> <td>http://www.river.go.jp/03/mrnc0301s.html</td> </tr> <tr> <td>×レイン</td> <td>・250mメッシュ雨量</td> <td>http://www.river.go.jp/xbandradar/</td> </tr> <tr> <td>河川水位</td> <td>川の防災情報</td> <td>・観測水位</td> <td>http://www.river.go.jp/</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>滋賀県</td> <td>・土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報</td> <td>http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php</td> </tr> </tbody> </table> <p>調換付添付：洪水等のみ判断する情報項目</p>	入手情報	入手先	情報内容	URL	気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	http://www.jma-net.go.jp/hikone/	気象庁HP (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)	・観測雨量	http://www.jma.go.jp/amedas/	・解析雨量・降水短時間予想	・記録的短時間大雨情報	川の防災情報 (テレメータ)	・観測雨量	http://www.river.go.jp/03/mrnc0301s.html	×レイン	・250mメッシュ雨量	http://www.river.go.jp/xbandradar/	河川水位	川の防災情報	・観測水位	http://www.river.go.jp/	土砂災害	滋賀県	・土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php	時点修正
入手情報	入手先	情報内容	URL																																																												
気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	https://www.jma-net.go.jp/hikone/																																																												
	防災情報 【気象庁HP】 (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)	・観測雨量	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_snow																																																												
		・解析雨量・降水短時間予想																																																													
		・記録的短時間大雨情報																																																													
	キキクル (危険度分布) 【気象庁HP】	・土砂災害、浸水害、洪水等の危険度の高まりを面的に確認できる分布図	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class2-0e&area_code=2520900&pattern=rain_level																																																												
	川の防災情報 (雨量観測所情報)	・観測雨量	https://www.river.go.jp/index																																																												
川の防災情報 (XRADIN[エクステイン]) 滋賀県土木防災情報システム	・250mメッシュ雨量 ・気象庁や国交省の気象情報を統合→提供サイト	https://www.river.go.jp/index https://shiga-bousai.jp																																																													
河川水位	川の水位情報	・観測水位	https://k.river.go.jp/																																																												
土砂災害	滋賀県土木防災情報システム	・土砂災害降雨危険度 ※1kmメッシュ雨量判定図	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php																																																												
入手情報	入手先	情報内容	URL																																																												
気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	http://www.jma-net.go.jp/hikone/																																																												
	気象庁HP (アメダス、解析雨量・降水短時間予想・記録的短時間大雨情報)	・観測雨量	http://www.jma.go.jp/amedas/																																																												
		・解析雨量・降水短時間予想																																																													
		・記録的短時間大雨情報																																																													
	川の防災情報 (テレメータ)	・観測雨量	http://www.river.go.jp/03/mrnc0301s.html																																																												
	×レイン	・250mメッシュ雨量	http://www.river.go.jp/xbandradar/																																																												
河川水位	川の防災情報	・観測水位	http://www.river.go.jp/																																																												
土砂災害	滋賀県	・土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php																																																												